

# 中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議 「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」 (審議のまとめのポイント)

## 意義理念

幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討

子どもが心豊かにたくましく生きる力の育成

親や地域の子育て力の向上

子育てに喜びを実感できる社会の形成

教育・保育を一体的に実施するための新たなサービス提供の枠組み

既存施設からの転換等を可能にする柔軟な制度

## 基本的機能

親の就労事情等に関わらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本

加えて、子育て家庭への相談、助言、支援や、親子の交流の場を提供することが重要

## 対象者

- ・ 3～5歳児 幼稚園と同様に4時間程度の利用  
保育所と同様に8時間程度の利用
- ・ 0～2歳児 親子登園、親子の交流の場の参加等の形態で利用  
保育所と同様に8時間程度の利用
- ・ 親 子育て相談・助言等

多様な利用形態を可能に

- ・ 週に数日程度の利用
- ・ 一時的な利用
- ・ 短時間の利用
- ・ 延長利用 など

教育・保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえ、モデル事業も含め、引き続き検討</li> <li>・3～5歳児の4時間の共通時間は、幼稚園教育に相当するものと位置付け</li> </ul>
職員配置・施設設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の効率性のみを重視せず、子どもの健やかな育ちを中心においた上で、柔軟な対応が可能となるよう、モデル事業も含め、引き続き検討。</li> <li>・3～5歳児：幼稚園と異なり4時間利用のほか、8時間利用の子どもがいることを前提とした検討</li> <li>・0～2歳児：保育所と同様に、子どもが8時間利用することを前提とした検討</li> <li>・食事の提供方法について、子どもの年齢構成や地域の実情に応じた方策を検討</li> </ul>
職員資格等	<p>保育士資格、幼稚園教諭免許のいずれかの資格で従事可能。ただし、3～5歳児の4時間の教育は幼稚園教諭免許、0～2歳児の保育は保育士資格を中心に検討。</p>
設置主体・管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定性・継続性、質の確保の仕組みを整えた上で、可能な限り弾力的なものとなるよう配慮</li> <li>・子どもの視点を踏まえた自己点検・評価や第三者評価、情報提供が重要</li> </ul>
利用料・保育料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育所の利用者負担のあり方の相違を踏まえつつ、応益負担・応能負担等に配慮</li> <li>・利用料の設定は、各総合施設で行うことが適当</li> </ul>
財政措置等	<p>総合施設の意義・理念に照らし、ふさわしい費用負担の仕組みを検討</p>
地方公共団体における認可・監督等の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の実情に応じて、設置等の認可等を行う部署を決定</li> <li>・小学校を所管する教育委員会や保健・福祉関係機関を所管する部署と総合施設の連携が必要</li> </ul>

幼稚園  
保育所  
との関係

**地域の実情に応じた取組のための選択肢の提供**

既存の幼稚園・保育所の連携等により対応するか、これを基盤としつつ、さらに総合施設を組み合わせるかは、地域の実情に応じて判断

総合施設は、既存の幼稚園・保育所の意義・役割を大切にしながら、幼稚園・保育所と相まって、子どもの健やかな成長を支える役割を担うもの